

令和 2 年 第 9 回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

令和 2 年 第 9 回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 令和 2 年 9 月 24 日 (木) 午後 1 時 24 分 閉 会 令和 2 年 9 月 24 日 (木) 午後 1 時 35 分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	菊 池 利 昌	出席	11	上 川 洋 一	欠席
	2	高 野 孝 志	出席	12	北 井 清 春	欠席
	3	森 孝 之	欠席	13	石 田 吉 光	欠席
	4	高 橋 正 志	欠席	14	中 谷 秀 雄	出席
	5	澤 田 邦 子	出席	15	小 野 公 志	出席
	6	渡 義 則	欠席	16	岡 田 政 則	出席
	7	森 英 雄	出席	17	児 玉 和 幸	出席
	8	新 井 裕 之	欠席	18	川 上 芳 浩	出席
	9	藤 田 秀 樹	出席	19	浦 口 義 之	欠席
10	熊 原 正 雄	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	小 嶋 将 史	出席
	農地係長	青 山 晃 司	出席			
議 事 録 署名委員	2 番 高 野 孝 志 委員			14 番 中 谷 秀 雄 委員		
日 程	議事日程					審議結果
第 1	議事録署名委員の指名について					議長指名済
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					全件報告承認
第 3	議案第1号 現況証明願					全件証明可

(午後 1 時 2 4 分 開会)

◎開会宣言

○議長

ただいまから令和 2 年第 9 回共和町農業委員会総会を開催致します。
3 番 森孝之委員、4 番 高橋委員、6 番 渡委員、8 番 新井委員、11 番 上川委員、12 番 北井委員、13 番 石田委員、19 番 浦口委員から欠席の申し出がなされております。
現在の出席委員数は 12 名で、定足数に達しており、総会は成立して
ございます。
次に、本総会に提出された議案については、お手元に配付した議案綴
のとおり、報告 1 件、議案 1 件の、合計 2 件でございます。
なお、本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第 14 条の規定により、2 番 高
野委員および 14 番 中谷委員を指名致します。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

次に、日程第 2、報告第 1 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適
格法人の定期報告について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

○農地係長

今月の報告は 2 件です。
(報告第 1 号、議案書を朗読)
なお、「農地所有適格法人」の要件ではありますが、「法人形態」、「
事業の種類」、「構成員数」、「業務執行役員数」、「農作業の常時従
事」の 5 要件をすべて満たしていなければなりません。以上、報告のあ
った 2 法人は、5 要件をすべて満たしているものと考えます。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。
よって、「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告に
ついて」は、報告済と致します。

◎日程第 3 議案第 1 号 現況証明願について

○議長

次に、日程第 3、議案第 1 号「現況証明願について」を議題と致しま
す。
事務局より説明願います。

○農地係長

今回の願出は 2 件です。
(議案第 1 号、議案書を朗読)
現況証明位置図で、概要を説明します。
はじめに、番号 1、曾我スエ氏の申請地でございます。役場から西へ
約 6.5^{*}、国道 276 号線から、小樽建設管理部、旧小樽土現の共和

出張所を北方向に曲がり、町道曙第一縦線を約150m行き、そこから左へ曲がった町道曙一号線沿いに申請地があり、図のやや上の中央に、網掛けをしております。平成24年に、前の所有者であるご主人が死去、その後、すぐに相続登記を行い、現在の申請人が所有しております。申請地は、農業振興地域は、区域外、また、都市計画の区域内で、用途地域の一つである「第二種中高層住居専用地域」、いわゆる、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域に指定されており、多面的支払の農地には、該当していません。なお、梨野舞納2-45、2-54は、昭和46年6月30日に、一般住宅を建設するための「5条許可」後、同年7月5日に売買、すぐに所有権移転登記を行っており、併せて、梨野舞納2-55、今回の証明地ではありませんが、申請地のすぐ右隣、2-56は、昭和46年7月24日に、共同住宅を建設するための「5条許可」を得ましたが、実際には共同住宅を建設せず、更地の状態で現在に至っております。現地の状況ですが、3筆ともに、周辺を住宅に囲まれ、岩内側の2-45には、転用申請どおり、築約50年の住宅が建ち、その他の2筆も、耕作しておらず、丈の低い草が繁茂する状態でございます。現地調査は、菊池委員、高橋委員、北井委員の3名で、先週の16日、水曜日に実施を致しました。調査の結果、非農地化から、相当の年数が経過していること、加えて、都市計画区域の用途地域内に申請地が所在することを考慮しても、農地としての利用を確保する重要度は、極めて低いと見込まれるため、願出は「妥当」と考えます。なお、地目変更後は「不明」でございます。

番号2、岡崎和芳氏の申請地でございます。役場から西へ約6^{km}、国道276号線から北に入った、町道上梨野舞納線沿いにある西陵小学校の西側に申請地がありまして、図の中央に、網掛けをしております。昭和60年に、前の所有者である父親が死去、その後、相続登記を行い、現在の申請人が所有しております。申請地は、都市計画区域内ではありますが、用途地域が指定されていない白地、農業振興地域は、農用地区域外、いわゆる白地で、多面的支払の農地には、該当していません。なお、参考として、申請地に挟まれた中央にある梨野舞納31-6は、平成16年9月24日付で「5条許可」を得て、申請人の兄弟が「一般住宅」を建設してございます。このたび、今後、申請地に隣接する畑の貸借または売買があった場合、現状では、権利設定または移転に支障を来すため、2年前に土地家屋調査士へ測量を依頼、今月はじめまでに分筆登記を終えております。現地の状況ですが、2筆ともに、住宅敷地と一体を成してから、それなりの年数が経過をしていると推察され、北側の31-7には「車庫」が建ち、南側の31-8には「浄化槽」ならびに「庭」となっております。現地調査は、菊池委員、高橋委員、北井委員の3名で、先週の16日、水曜日に実施を致しました。調査の結果、非農地化から、長い年数が経過し、土地の状況を考慮したとき、農地としての利用を確保する重要度は低いと見込まれるため、願出は「妥当」と考えます。なお、地目変更後は、「住宅を建設した兄弟に譲り渡す意向」をお持ちと伺っております。説明は、以上です。

- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
（「質疑なし」の声）
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
願出のとおり、証明を与えることに異議はありませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎閉会宣言

- 議長 以上で、本総会に付議された案件は全て終了致しました。
よって、令和2年第9回共和町農業委員会総会を閉会致します。

（午後 1 時 3 5 分 閉会）

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、

会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 2 番 高 野 孝 志 印

議事録署名委員 1 4 番 中 谷 秀 雄 印